

## 最終処分場の経過について

渋川地区広域圏の一般廃棄物の処理処分については、当初、渋川市、伊香保町、子持村、小野上村、赤城村、北橋村、吉岡村、榛東村の渋川市外7箇町村組合により行っていましたが、昭和48年4月から渋川地区広域市町村圏振興整備組合にその事務が統合され現在に至っています。

一般廃棄物の埋立てについては、昭和47年から昭和58年までの11年間、旧ごみ焼却施設（五輪平清掃工場）の周辺地と各市町村持ち回りによる暫定埋立地を使用して焼却灰や不燃物の埋立てを行っていましたが、この間、適切な埋立てを行うため管理型一般廃棄物最終処分場を建設することが決定されたことから、昭和56年1月28日に渋川地区広域圏の8市町村は管理型一般廃棄物最終処分場の用地提供順位等について協定書を取り交わしました。

協定書では、用地提供順位を榛東村、小野上村、伊香保町、赤城村、北橋村、子持村、渋川市、吉岡町の順とすることを定めており、組合は協定書に従い用地提供していただいた榛東村、小野上村に最終処分場を整備しています。

小野上村の最終処分場（名称：渋川地区広域圏清掃センター小野上処分場）に埋立てを行っていた頃、平成18年2月20日に渋川市・伊香保町・子持村・小野上村・赤城村・北橋村は合併し新渋川市となったことから当初の協定書の効力が無効となったため、現在の渋川広域圏を構成する渋川市、吉岡町、榛東村は新たな協定書を結ぶこととなりました。

協議の結果、平成20年2月8日に新たな協定書が締結され、用地提供順位は渋川市、吉岡町、渋川市、榛東村の順とすることが決定されたものとなります。

組合では、協定書に基づき3市町村から提供された場所に最終処分場を整備してまいります。

## 最終処分場の経過

昭和 47 年 6 月	渋川市外 7 箇町村組合により五輪平清掃工場を整備
昭和 47 年 4 月から 昭和 58 年 9 月まで	暫定埋立地に焼却灰や不燃物の埋立て
昭和 48 年 4 月	渋川市外 7 箇町村組合を渋川地区広域市町村圏振興整備組合に統合 五輪平清掃工場及び不燃焼物処理工場を渋川地区広域市町村圏振興整備組合に承継
昭和 56 年 1 月 28 日	管理型一般廃棄物最終処分場に関する協定書締結 用地提供順位：榛東村、小野上村、伊香保町、赤城村、北橋村、子持村、渋川市、吉岡町の順
昭和 58 年 10 月	榛東村に最終処分場（榛東処分場）整備 埋立開始
平成 5 年 3 月	小野上村に最終処分場（小野上処分場）整備 埋立開始
平成 5 年 4 月	渋川地区広域圏清掃センター竣工
平成 18 年 2 月	渋川市・伊香保町・子持村・小野上村・赤城村・北橋村が合併し新渋川市となる。渋川地区広域圏の構成市町村が渋川市・吉岡町・榛東村の 3 市町村となる。
平成 18 年 10 月から 平成 20 年 2 月まで	新協定書の内容について協議
平成 20 年 2 月 8 日	新協定書締結 用地提供順位：渋川市、吉岡町、渋川市、榛東村の順
平成 26 年 12 月	渋川市（小野上地区）に最終処分場（エコ小野上処分場）整備埋立開始
令和 5 年 2 月 17 日	吉岡町から次期最終処分場候補地決定報告を受領
令和 6 年度～	次期最終処分場整備事業開始